農業部公告　第2552号

原文： <http://www.moa.gov.cn/zwllm/tzgg/gg/201707/t20170721_5757240.htm>

《中華人民共和国食品安全法》《農薬管理条例》関連規定に基づき、《残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約》《オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（コペンハーゲン改正案）》の関連要求を履行し、パブリックコメントと全国農薬登録評価審査委員会の審議を経て、農業部は、エンドスルファン、臭化メチル、アセフェート、カルボスルファン、ジメトエート等5種類の農薬に対して、以下の管理措置をとることを決定した。

一、2018年7月1日から、エンドスルファン製品の農薬登録証を取り消す；2019年3月26日から、エンドスルファンを含む製品の農業上の使用を禁止する。

二、2019年1月1日から、臭化メチルを含む製品の農薬登録使用範囲を、“検疫燻蒸処理”に変更し、臭化メチル製品を含む製品の農業上の使用を禁止する。

三、2017年8月1日から、アセフェート、カルボスルファン、ジメトエート（上述の3種類の農薬の有効成分を含む単剤、複合製剤、以下同様）の野菜、ウリ類・果物、菌類及び漢方薬剤作物への使用の農薬登録を取り消し、アセフェート、カルボスルファン、ジメトエートの野菜、ウリ類・果物、菌類及び漢方薬剤作物への農薬登録申請を、受理、認可しない；2019年8月1日より、アセフェート、カルボスルファン、ジメトエートの野菜、ウリ類・果物、茶葉、菌類及び漢方薬剤作物への使用を禁止する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 農業部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 2017年7月14日